

知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・**安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設**
- ・**事業許可更新制度の創設**
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・**運航の可否判断の客觀性確保**
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上

②船員の資質の向上

- ・**船長要件の創設**
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- ・**発航前検査の確実な実施** (ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・**船首部の水密性の確保**
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む)

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・**安全性の評価・認定期制度(マーク等)の創設**

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引き上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し